

令和3年度水防法改正（要配慮者利用施設における避難の実効性確保）

- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。

令和3年7月15日施行

【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている「避難確保措置に関する計画（避難確保計画）」について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設。
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている「避難訓練」について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設。

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】

